



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

取適法 (中小受託取引適正化法) の概要と違反事例

開催日：令和8年4月28日(火)

主催：中小企業庁

公正取引委員会事務総局 企業取引課

【本日の説明内容】

1. 改正の背景・趣旨
2. 取適法の適用対象
3. 委託事業者の義務
4. 委託事業者の禁止行為
5. 相談窓口等



1. 改正の背景・趣旨

近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、「物価上昇を上回る賃上げ」を実現するためには、事業者において賃上げの原資の確保が必要。

中小企業をはじめとする事業者が各々賃上げの原資を確保するためには、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要。

例えば、協議に応じない一方的な価格決定行為など、価格転嫁を阻害し、受注者に負担を押しつける商慣習を一掃していくことで、取引を適正化し、価格転嫁をさらに進めていくため、下請法の改正を検討してきた。

規制の見直し

① 運送委託の対象取引への追加（物流問題への対応）

対象取引に、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を追加

② 従業員基準の規模要件への追加（下請法逃れ等への対応）

従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設

③ 手形払等の禁止 → 支払遅延に該当

対象取引において、手形払を禁止。その他の支払手段（電子記録債権、ファクタリング等）についても、支払期日までに代金満額相当の現金を得ることが困難なものを禁止

④ 協議に応じない一方的な代金決定の禁止（価格据え置き取引への対応）

代金に関する協議に応じない、必要な説明・情報提供をしないことによる、一方的な代金額の決定を禁止

⑤ 面的執行の強化

事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与。省庁間の相互情報提供に係る規定を新設。

「下請」等の用語の見直し

- 共存共栄を目指す対等なパートナーとして取引適正化を推進
- サプライチェーン全体の付加価値向上を目指す

<p>下請代金支払遅延等防止法</p> <p>通称：下請法</p>	▶	<p>製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律</p> <p>略称：中小受託取引適正化法</p> <p>通称：取適法</p>
<p>親事業者</p>	▶	<p>委託事業者</p>
<p>下請事業者</p>	▶	<p>中小受託事業者</p>
<p>下請代金</p>	▶	<p>製造委託等代金</p>

取適法（改正下請法）の概要

法目的

中小受託取引の公正化 ・ 中小受託事業者の利益保護

適用対象

①取引の内容 + ②規模要件 = 対象取引

①取引の内容

製造委託

修理委託

情報成果物作成委託
(プログラム)

役務提供委託
(運送・倉庫保管・情報処理)

特定運送委託

②規模要件

委託
事業者

資本金 3 億超

資本金 1 千万超 3 億以下

常時使用する従業員 300 人超

中小
受託
事業者

資本金 3 億以下 (個人含む)

資本金 1 千万以下 (個人含む)

常時使用する従業員 300 人以下 (個人含む)

①取引の内容

情報成果物作成委託
(プログラム除く)

役務提供委託
(運送・倉庫保管・情報処理除く)

②規模要件

委託
事業者

資本金 5 千万超

資本金 1 千万超 5 千万以下

常時使用する従業員 100 人超

中小
受託
事業者

資本金 5 千万以下 (個人含む)

資本金 1 千万以下 (個人含む)

常時使用する従業員 100 人以下 (個人含む)

義務

発注内容を明示する義務 (発注書の交付)

取引に関する書類等を作成・保存する義務
(2年)

支払期日 (受領後60日以内) を定める義務

遅延利息 (14.6%) の支払義務

※赤色は改正内容

禁止行為

受領拒否

支払遅延 (手形払等の禁止)

減額

返品

買ったたき

購入・利用強制

報復措置

有償支給原材料等の対価の早期決済

割引困難な手形の交付

不当な経済上の利益提供要請

不当な給付内容の変更・やり直し

協議に応じない一方的な代金決定

取適法施行に伴う下位法令の改正等について

改正対象法令（主要なもの）

政令

- 下請代金支払遅延等防止法施行令【施行令】 R7/10/1 公布・公表

規則（省令）

R7/10/1 公布・公表

- 下請代金支払遅延等防止法第三条の書面の記載事項等に関する規則【明示規則】
- 下請代金支払遅延等防止法第四条の二の規定による遅延利息の率を定める規則【遅延利息規則】
- 下請代金支払遅延等防止法第五条の書類又は電磁的記録の作成及び保存に関する規則【作成・保存規則】

訓令・通達等

R7/10/1 公布・公表

- 下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準【運用基準】

主な改正内容

◆ 題名・用語の改正等	政令	規則	運用基準
◆ 書面交付規定の見直し	政令	規則	運用基準
◆ 一方的な代金決定の禁止			運用基準
◆ 手形等の禁止			運用基準
◆ 特定運送委託の追加			運用基準
◆ 従業員基準の追加			運用基準

※その他、企業取引研究会で示された課題（振込手数料の負担の課題等）にも対応



2. 取適法の適用対象

取引の内容

適用対象

①取引の内容 + ②規模要件 = 対象取引

①取引の内容

製造委託

修理委託

情報成果物作成委託
(プログラム)

役務提供委託
(運送・倉庫保管・情報処理)

特定運送委託

②規模要件

委託事業者	要件	中小受託事業者	要件
	資本金 3 億超		資本金 3 億以下 (個人含む)
	資本金 1 千万超 3 億以下		資本金 1 千万以下 (個人含む)
	常時使用する従業員 300 人超		常時使用する従業員 300 人以下 (個人含む)

①取引の内容

情報成果物作成委託
(プログラム除く)

役務提供委託
(運送・倉庫保管・情報処理除く)

②規模要件

委託事業者	要件	中小受託事業者	要件
	資本金 5 千万超		資本金 5 千万以下 (個人含む)
	資本金 1 千万超 5 千万以下		資本金 1 千万以下 (個人含む)
	常時使用する従業員 100 人超		常時使用する従業員 100 人以下 (個人含む)

※赤色は改正内容

改正理由

- **発荷主から運送事業者への委託は、下請法の対象外**（独占禁止法の物流特殊指定で対応）である。
- 立場の弱い物流事業者が、荷役や荷待ちを無償で行わされているなど、**荷主・物流事業者間の問題（荷役・荷待ち）**が顕在化している。

改正内容

- ◆ **発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を、本法の対象となる新たな類型として追加し、機動的に対応できるようにする。**

改正後

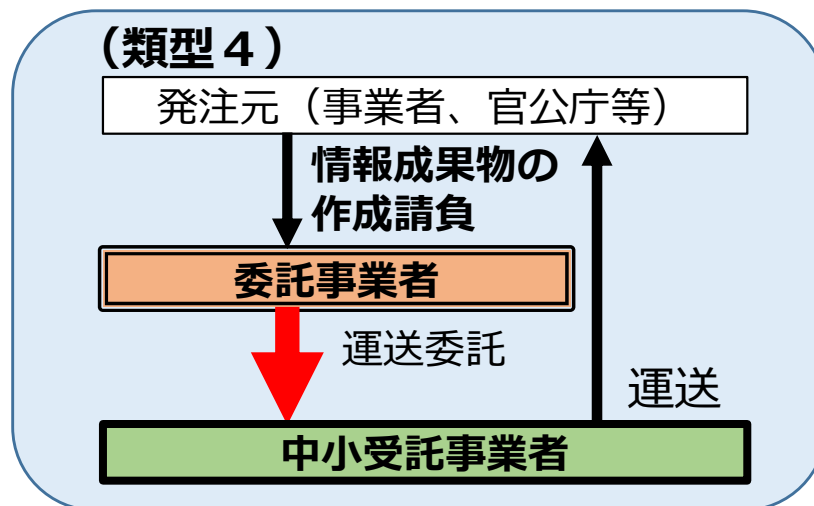
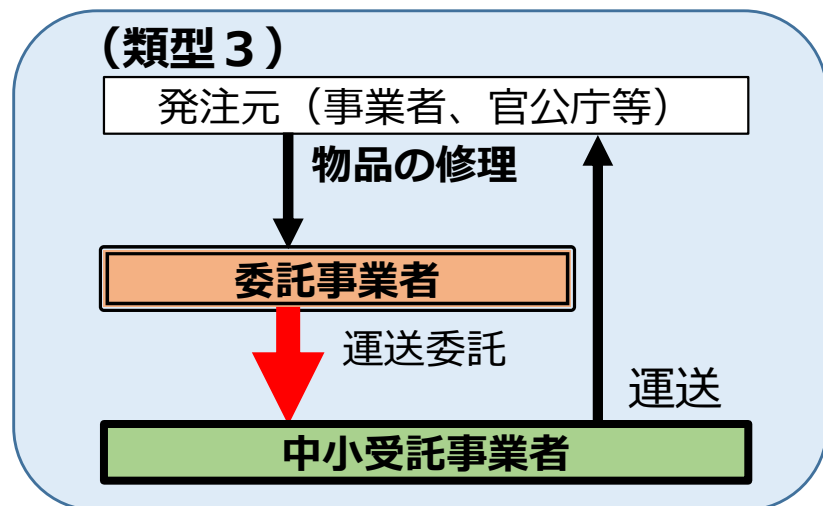
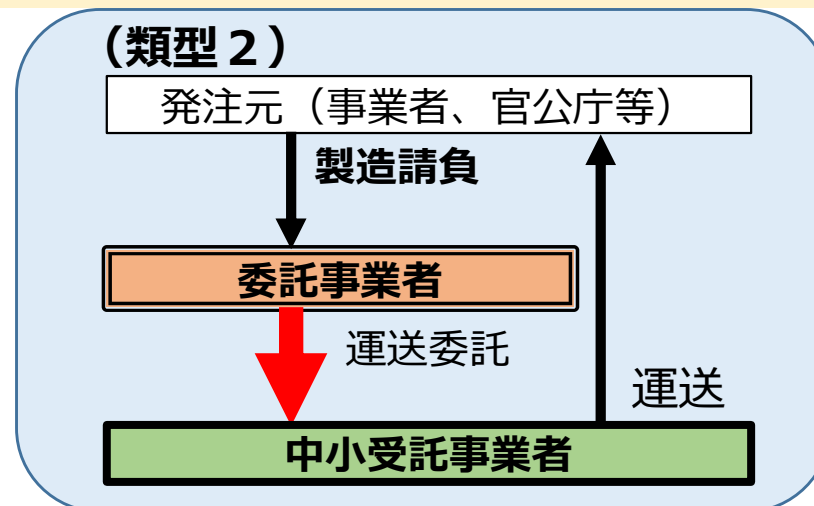
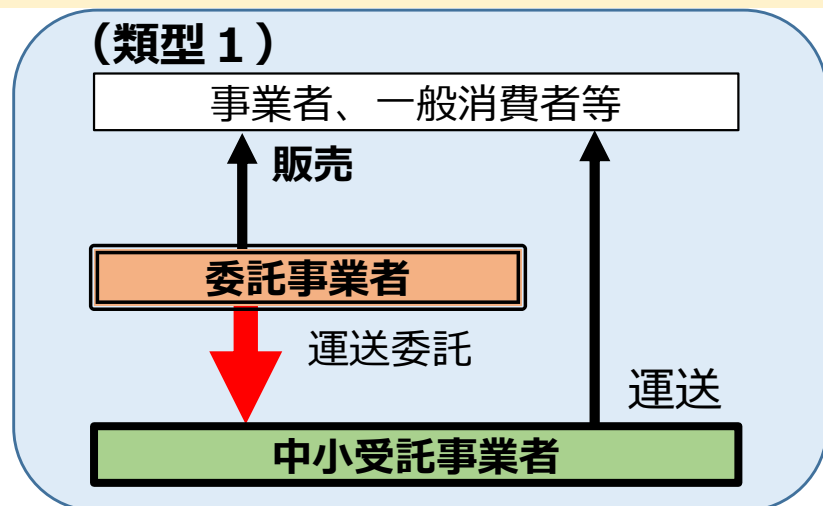
「物品の運送の再委託」に加えて「物品の運送の委託」を新たな規制対象に追加



特定運送委託②

- 事業者が、販売する物品、製造を請け負った物品、修理を請け負った物品又は作成を請け負った情報成果物が記載されるなどした物品について、その「取引の相手方」に対して運送する場合に、その運送の行為を他の事業者委託することをいう。

取適法の適用を受ける特定運送委託は、以下4つのタイプ（類型1～類型4）となる。



※  が取適法の対象となる取引

適用対象

①取引の内容 + ②規模要件 = 対象取引

①取引の内容

製造委託

修理委託

情報成果物作成委託
(プログラム)

役務提供委託
(運送・倉庫保管・情報処理)

特定運送委託

②規模要件

委託
事業者

資本金 3 億超

資本金 1 千万超 3 億以下

常時使用する従業員 300 人超

中小
受託
事業者

資本金 3 億以下 (個人含む)

資本金 1 千万以下 (個人含む)

常時使用する従業員 300 人以下 (個人含む)

①取引の内容

情報成果物作成委託
(プログラム除く)

役務提供委託
(運送・倉庫保管・情報処理除く)

②規模要件

委託
事業者

資本金 5 千万超

資本金 1 千万超 5 千万以下

常時使用する従業員 100 人超

中小
受託
事業者

資本金 5 千万以下 (個人含む)

資本金 1 千万以下 (個人含む)

常時使用する従業員 100 人以下 (個人含む)

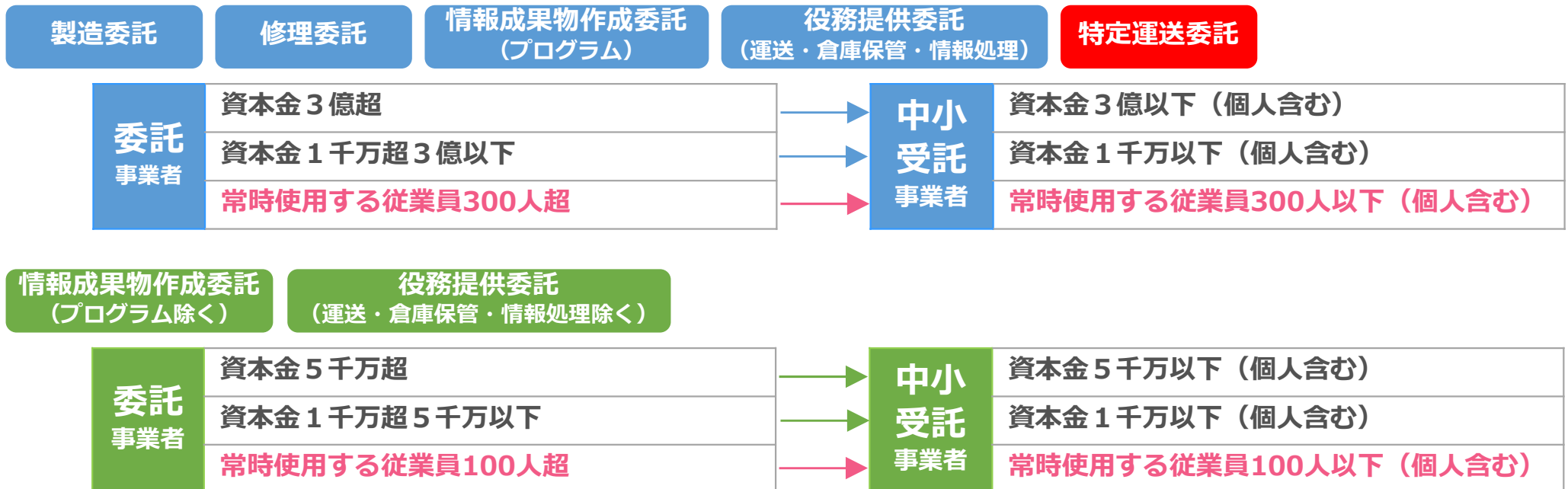
※赤色は改正内容

改正理由

- 実質的には事業規模は大きいものの当初の資本金が少額である事業者や、減資をすることによって、下請法の対象とならない例がある。
- 下請法の適用を逃れるため、受注者に増資を求める発注者が存在する。

改正内容

- ◆ 適用基準として従業員数の基準を新たに追加する。
- ◆ 具体的な基準については、本法の趣旨や運用実績、取引の実態、事業者にとっての分かりやすさ、既存法令との関連性等の観点から、従業員数300人（製造委託等）又は100人（役務提供委託等）を基準とする。



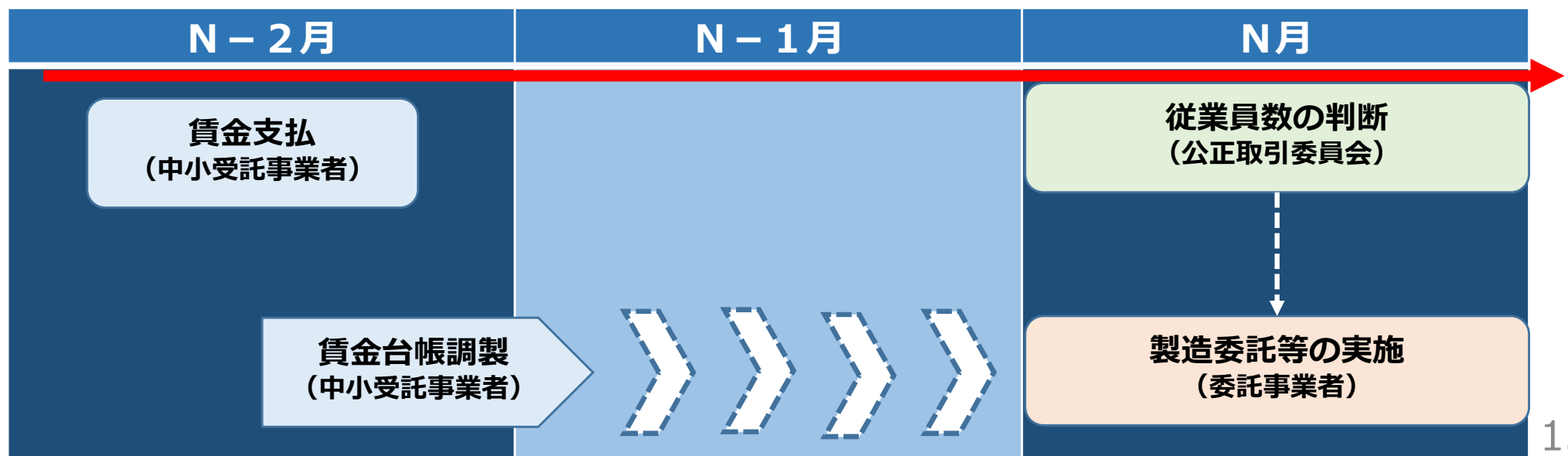
「常時使用する従業員の数」について(運用基準)

- 「常時使用する従業員」とはその事業者が使用する労働者（労働基準法第9条に規定する労働者をいう。）のうち、**日々雇い入れられる者（1か月を超えて引き続き使用される者を除く。）以外のもの**をいう。
- 「常時使用する従業員の数」とは当該事業者の**賃金台帳の調製対象となる「常時使用する従業員」（労働基準法第108条及び第109条、労働基準法施行規則第55条及び様式第20号等）の数によって算定するものとする。**

「常時使用する従業員の数」の判断のポイント

- ※**委託事業者において、「常時使用する従業員の数」を確認する義務はない。**
- ※原則、製造委託等を行った時における「常時使用する従業員の数」によって判断されるが、**例外的に下記の取扱いを行うことも可能。**
- ※**グループ会社等**の場合には、**法人単位で従業員数を判断。**

例 ※**N-2月**の賃金台帳上の労働者の数をもって、**N月**の「常時使用する従業員の数」とする



従業員基準に関する留意事項

中小受託事業者からの回答に誤りがあった場合の取扱い

- 委託事業者が、中小受託事業者に対して、「常時使用する従業員の数」について確認したところ、中小受託事業者から事実と異なる回答を得たことにより、当該中小受託事業者に対する製造委託等について本法の適用がないものと誤認し、委託事業者が本法に違反することとなった場合、委託事業者による本法違反行為については是正する必要があるため、当該中小受託事業者に対する本法違反行為について、必要に応じて、指導及び助言を行うことがあるが、**直ちには、勧告を行うものではない。**

委託事業者の確認義務の有無

- 委託事業者において、「常時使用する従業員の数」を確認する義務はない。**
(例えば、取引の相手方の貸金台帳の閲覧やその写しの取得は必須ではない。)
- 取引の相手方が中小受託事業者であるかどうか判別する必要がある場合には、当該相手方に「常時使用する従業員の数」を確認していただくこととなるが、当該相手方の「常時使用する従業員の数」が確認できない場合などにより、当該相手方が中小受託事業者に該当しないことが判別できない場合には、本法に準拠して御対応いただくことが望まれる。

中小受託事業者の説明義務の有無

- 中小受託事業者において、「常時使用する従業員の数」を説明する義務はないが、委託事業者からの確認に適切に対応していただくことが望まれる。**

その他の注意点

- 従業員基準に該当するかどうかについては、製造委託等をした時点における「常時使用する従業員の数」によって判断される。そのため、**製造委託等をした時点において従業員基準に該当した場合には、その後の「常時使用する従業員数」の変動の有無にかかわらず、当該製造委託等に係る取引当事者は本法の適用対象となる。**



3. 委託事業者の義務

- ・ 中小受託取引の公正化及び中小受託事業者の利益保護のため、委託事業者には以下の**4つの義務が課せられる**。

義務の内容

- ① 発注内容を明示する義務（発注書の交付）
- ② 取引に関する書類等を作成・保存する義務（2年）
- ③ 支払期日（受領後60日以内）を定める義務
- ④ 遅延利息（14.6%）の支払義務

発注内容等を明示する義務 【第4条】

- 口頭発注による様々なトラブルを未然に防止するため、委託事業者は発注に当たって、**発注内容（給付の内容、代金の額、支払期日、支払方法等）**を**書面又は電子メールなどの電磁的方法により明示しなければならない。**

発注書面に記載すべき事項

必須	<ul style="list-style-type: none">① 委託事業者及び中小受託事業者の名称② 製造委託等を委託をした日③ 給付の内容（品目、品種、数量、規格、仕様等）④ 物品等の受領期日（役務提供委託の場合は、期間でも可）⑤ 物品等の受領場所（役務提供委託の場合は、役務が提供される場所）
該当する場合	<ul style="list-style-type: none">⑥ 検査完了期日（検査をする場合）
必須	<ul style="list-style-type: none">⑦ 製造委託等代金の額⑧ 製造委託等代金の支払期日
該当する場合	<ul style="list-style-type: none">⑨ 一括決済方式で支払う場合は、金融機関名、貸付け又は支払可能額、その期間の始期、委託事業者が製造委託等代金債権相当額又は製造委託等代金債務相当額を金融機関へ支払う期日⑩ 電子記録債権で支払う場合は、電子記録債権の額、中小受託事業者が製造委託等代金の支払を受けられることとする期間の始期及び電子記録債権の満期日⑪ 原材料等を有償支給する場合は、品名、数量、対価、引渡しの期日、決済期日及び決済方法⑫ 明示しないものがある場合に、当該未定事項の内容が定められない理由及び当該未定事項の内容を定める予定期日

電磁的方法による書面交付【改正】

- 書面等の交付義務について、**中小受託事業者の承諾の有無にかかわらず、必要的記載事項を電磁的方法により提供可能とする。**

電磁的方法による提供

電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信を送信する方法

電子メール、EDI等のほか、ショートメッセージサービスやソーシャルネットワークキングサービスのメッセージ機能等、受信者を特定して送信することのできる電気通信を送信する方法

電磁的記録を記録した記録媒体を交付する方法

電子ファイルのデータを保存したUSBメモリやCD-R等を中小受託事業者に交付すること等

ポイント

- 委託事業者は、中小受託事業者に明示事項を電磁的方法により明示した場合においても、その事業者から当該明示事項を記載した書面の交付を求められたときは、遅滞なく、明示規則で定めるところにより、当該書面を交付しなければならない。

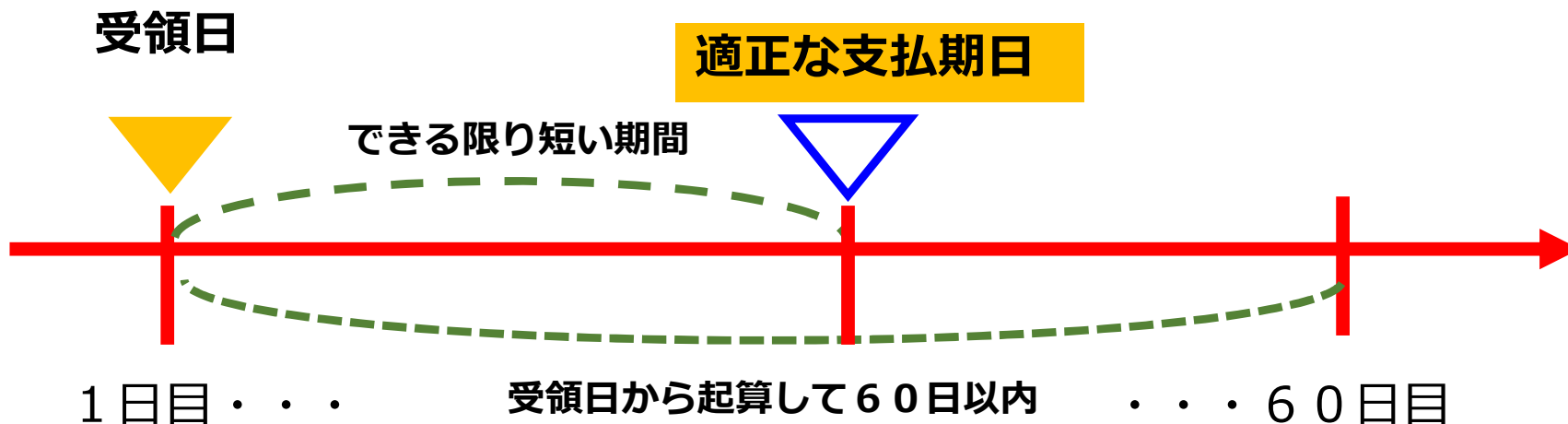
- **委託事業者は、給付内容、製造委託等代金の額など、取引に関する記録を書類または電磁的記録として作成し、2年間保存することが義務付けられている。**

必要記載事項

- ① 中小受託事業者の名称
- ② 製造委託等をした日
- ③ 中小受託事業者の給付の内容
- ④ 給付を受領する期日
- ⑤ 受領した給付の内容及び受領した日
- ⑥ 給付内容について検査をした場合は、検査を完了した日、検査の結果及び不合格品の取扱い
- ⑦ 変更又はやり直しをさせた場合の内容及び理由
- ⑧ 製造委託等代金の額
- ⑨ 製造委託等代金の支払期日
- ⑩ 製造委託等代金の額に変更があった場合は、増減額及びその理由
- ⑪ 支払った製造委託等代金の額、支払った日及び支払手段
- ⑫ 製造委託等代金の支払につき金銭以外の支払手段を使用した場合は、以下の事項
 - イ 当該支払手段の種類、名称、価額
 - ロ 支払手段を使用した日
- ハ 中小受託事業者が当該支払手段の引換えによって得ることとなる金銭の額その引換えに関する事項
- ⑬ 一括決済方式で支払うこととした場合は、金融機関から貸付け又は支払を受けることができることとした額及び期間の始期並びに委託事業者が製造委託等代金債権相当額又は製造委託等代金債務相当額を金融機関へ支払った日、その他当該貸付け又は支払に関する事項
- ⑭ 電子記録債権で支払うこととした場合は、電子記録債権の額、中小受託事業者が製造委託等代金の支払を受けることができることとした期間の始期及び電子記録債権の満期日、その他当該電子記録債権の使用に関する事項
- ⑮ 原材料等を有償支給した場合は、その品名、数量、対価、引渡しの日、決済をした日及び決済方法
- ⑯ 製造委託等代金の一部を支払い又は原材料等の対価を控除した場合は、その後の製造委託等代金の残額
- ⑰ 遅延利息を支払った場合は、遅延利息の額及び遅延利息を支払った日
- ⑱ 明示しないこととした事項がある場合に、当該事項の内容が定められなかった理由、当該事項の内容を明示した日及びその内容

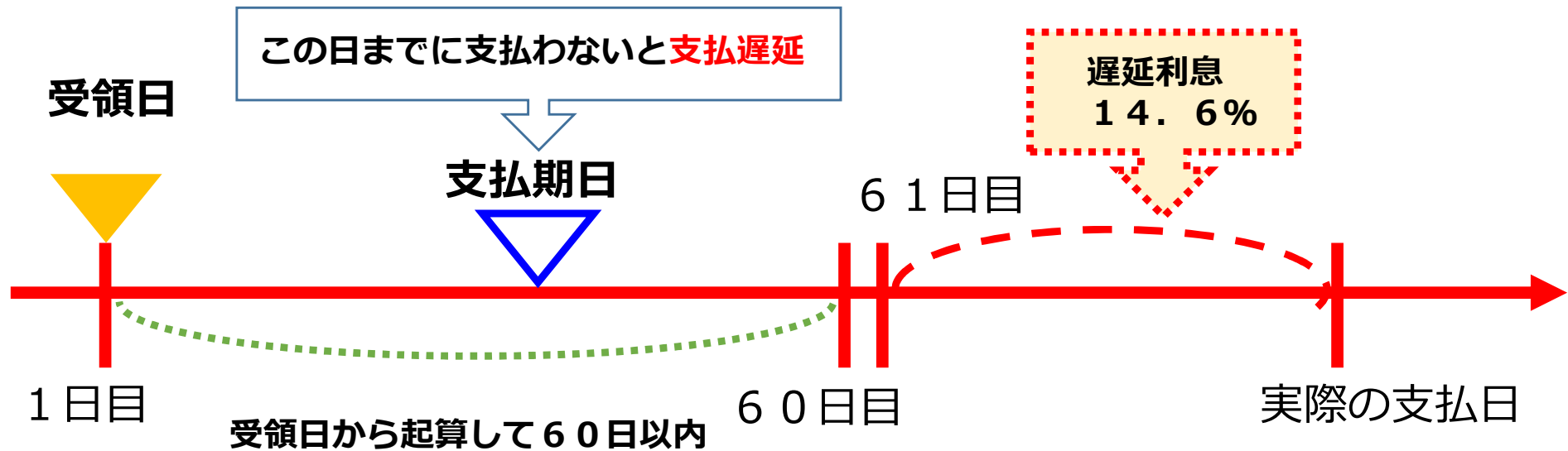
支払期日を定める義務 【第3条】

- 委託事業者は、検査をするかどうかを問わず、発注した**物品等を受領した日から起算して60日以内のできる限り短い期間内**で、製造委託等代金の支払期日を定めなければならない。
- 当事者間で支払期日を定めなかったときは、物品等を実際に受領した日
- 当事者間で合意された取決めがあっても、物品等を受領した日から60日を超えて定めたときは、受領した日から起算して60日を経過した日の前日



遅延利息を支払う義務 【第6条】

- 委託事業者が、支払期日までに製造委託等代金を支払わなかった場合、受領した日から起算して60日を経過した日から実際に支払が行われる日までの期間、その日数に応じ中小受託事業者に対して遅延利息（年率14.6%）を支払う義務がある。

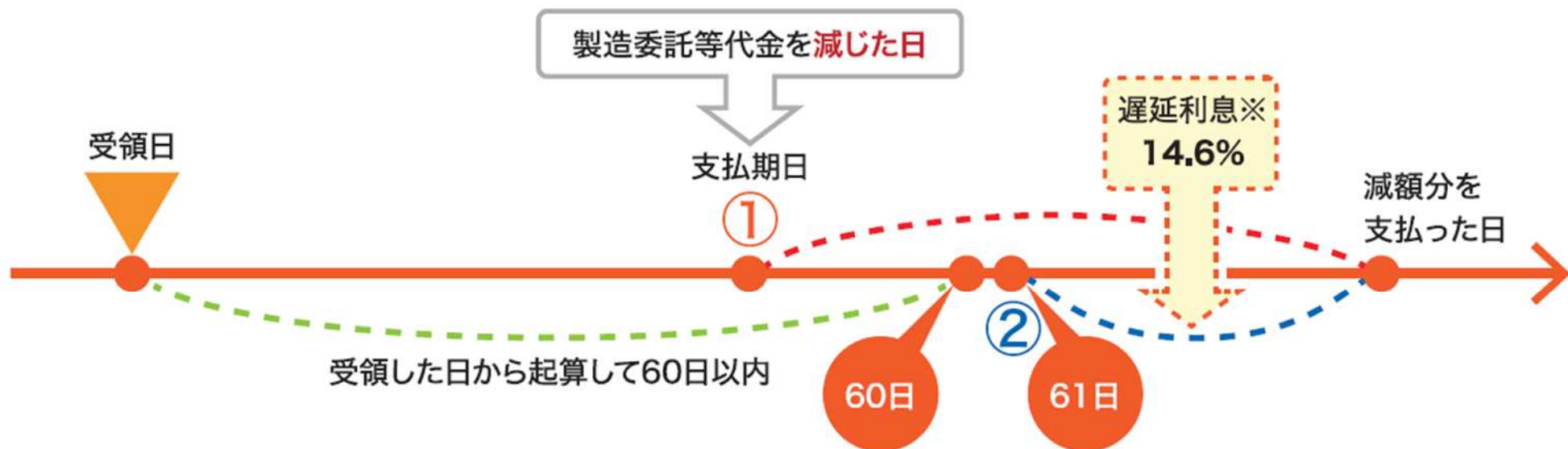


ポイント

- この遅延利息は、民法、商法や当事者間で合意して決めた利息に優先して適用される。当事者間でこの遅延利息と異なる約定利率（10%など）を定めていても、その約定利率は適用されない。
- 「遅延利息を支払えば製造委託等代金の支払を遅らせてよい」というものではない点に注意。

遅延利息の対象となる禁止行為に「減額」を追加【改正】

- 中小受託事業者には責任がないのに、発注時に決定した製造委託等代金の額を減じた場合、起算日から実際に減じた額の支払いをする日までの期間について、**減じた額に対して遅延利息を支払う義務を追加。**
- この場合における遅延利息の起算日は、①減額を行った日又は②中小受託事業者から給付を受領した日から起算して60日を経過した日のいずれか遅い日。



※製造委託等代金を減じた日(①)又は中小受託事業者の給付を受領した日から起算して60日を経過した日(②)のいずれか遅い日が起算日となります。

なお、②以降に減額を行った場合には、製造委託等代金を減じた日から減額に対する遅延利息が発生することとなります。



4. 委託事業者の禁止行為

委託事業者の禁止行為の概要

- 中小受託取引の公正化及び中小受託事業者の利益保護のため、委託事業者による以下の11項目の行為を禁止。
- 中小受託事業者の了解を得ていても、また、委託事業者に違法性の意識がなくても、これらの規定に触れる行為は本法違反となる。

委託事業者の禁止行為

【第5条第1項に該当する行為】

- ①受領拒否の禁止 **Point! 改正**
- ②代金の支払遅延の禁止
- ③代金の減額の禁止
- ④返品 of 禁止
- ⑤買ったたきの禁止
- ⑥購入・利用強制の禁止
- ⑦報復措置の禁止

【第5条第2項に該当する行為】

- ⑧有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止
- ⑨不当な経済上の利益の提供要請の禁止
- ⑩不当な給付内容の変更・やり直しの禁止
- ⑪協議に応じない一方的な代金決定の禁止

Point! 改正

- **中小受託事業者**に責任がないのに、発注した物品等の受領を拒否すること。
- 発注の取消し、納期の延長などで納品物を受け取らない場合も、受領拒否に該当。

「受領」とは

中小受託事業者が納入したものを検査の有無にかかわらず受け取る行為であって、委託事業者が**事実上支配下に置けば、受領**したことになる。

テレビ局



番組制作会社

中小受託事業者は放送番組の作成を既に完了したところ、番組出演者の不祥事が発生したことを理由として当該番組を放送しないこととし、当該放送番組の映像データを受領しなかった。

スーパー



食料品メーカー

中小受託事業者の事情を考慮せずに一方的に納期の短縮を指示し、中小受託事業者は従業員を残業させて間に合うように努めたが、期日までに納入できなかった。委託事業者は、納期遅れを理由に、中小受託事業者が生産したプライベートブランド商品を受領しなかった。

受領を拒むことができる場合 = 中小受託事業者**に責任がある場合**

- 中小受託事業者の給付の内容が発注書面に明記された**委託内容と異なる場合**又は中小受託事業者の給付に**瑕疵等がある場合**
- 中小受託事業者の給付が、発注書面に明記された**納期までに行われなかったため、給付そのものが不要になった場合**

A社（親事業者）
（洋菓子等の製造販売）

● 下請取引の内容

A社は、自社の店舗等で販売する洋菓子等の包装資材や原料（以下「本件商品」という。）の製造を委託

違反行為の概要

- 本件商品を受領する日を経過しているにもかかわらず、

本件商品の一部を受領していない（注1）

※令和6年12月30日現在において、総額約**2383万円**相当の本件商品を受領していなかった（下請事業者11名）

- 本件商品を受領する日を経過しているにもかかわらず、自己のために下請事業者

無償で本件商品を保管等させていた（注2）



下請事業者
（本件商品の製造）

公正取引委員会からの勧告の内容

- 下請事業者からいまだ受領を拒んでいる本件商品を受領すること
- 本件商品を受領することができない場合、当該本件商品の下請代金相当額を支払うこと
- 本件商品を保管等させることによる費用に相当する額を支払うこと
- 下請法の遵守体制を整備すること など

（注1）受領拒否

下請法では、親事業者が下請事業者に対して委託した給付の目的物について、親事業者は、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに受領を拒むことを禁止している（下請法第4条第1項第1号）。

（注2）不当な経済上の利益の提供要請

下請法では、親事業者が自己のために、下請事業者に金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより下請事業者の利益を不当に害することを禁止している（下請法第4条第2項第3号）。



 下請取引の内容：自社が製造を請け負う自動車部品等の製造委託

B社
（親事業者）

下請事業者
（12名）

●違反行為の概要

①金型等の無償保管（勧告）

下請事業者が所有する金型等を自己の承諾なしには廃棄させないようにしていたところ、当該金型等を用いて製造する自動車部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、**下請事業者10名**に対し、**金型等440個**を自己のために**無償で保管させていた**（令和6年4月～令和7年3月）。



金型の保管状況
（B社提供、当委員会において一部加工）

②自動車部品の受領拒否（指導）・無償保管（勧告）

下請事業者に対して、納期を定めず一括生産部品（注）の製造を委託していたところ、下請事業者から一括生産部品の製造が完了した旨の報告を受けた後、速やかに受領すべきであったにもかかわらず、**下請事業者7名**に対し、自社が必要とする都度、自社が必要とする数の納品を指示し、下請事業者から納品されるまで**一括生産部品777個を受領せず**、また、自己のために**無償で保管させていた**（令和5年8月～令和7年3月）。



一括生産部品の保管状況
（B社提供、当委員会において一部加工）

※ B社は、下請事業者に対し、金型等及び一括で生産させた自動車部品の保管費用に相当する額（941万5337円）を既に支払っており、また、未受領だった自動車部品を全て受領し、当該部品の下請代金に相当する額（93万1032円）を既に支払っている。

公正取引委員会による勧告の内容

- 今後、自己のために経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害さないこと等を取締役会の決議で確認すること
- 自社の発注担当者に対して金型等及び自動車部品の適切な管理に特に留意した下請法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること など

（注）一括生産部品とは

B社は、下請事業者とあらかじめ協議の上、自動車部品が製造打切りになるまでに必要と考えられる数を一括で製造させ、自社又は下請事業者が在庫を保管する制度を採用しており、この制度の対象となる自動車部品を「一括生産部品」という。

代金の支払遅延【第5条第1項第2号】

- 発注した物品等の受領日から、60日以内に定められている**支払期日までに代金を支払わないこと。**
- 物品等の検査、検収に日数がかかる場合でも、受領後60日以内に支払う必要。

注意点 「毎月末日納品締切、翌月末日支払」といった締切制度を設ける場合

- 締切日からの期間ではなく、**受領（納品）から支払までの期間が60日を超えないことが必要**
- 検査に合格してからの期間ではなく、**受領（納品）から支払までの期間が60日を超えないことが必要**
- 支払日が金融機関の休業日と重なる場合、**事前に中小受託事業者と合意及び書面化しているのであれば、2日間までは順延が認められる**

ソフトウェア販売業者



ソフトウェアメーカー

検収後支払を行う制度を採用しているところ、納入されたプログラムの検査に3か月を要したため、納入後60日を超えて製造委託等代金を支払っていた。

精密機械メーカー



部品メーカー

中小受託事業者に対して、手形を交付することによって製造委託等代金を支払っていた。

注意点

「中小受託事業者からの請求書の提出が遅かったから」というのは、**支払遅延を正当化する理由にはならない**

手形払等の禁止【改正】

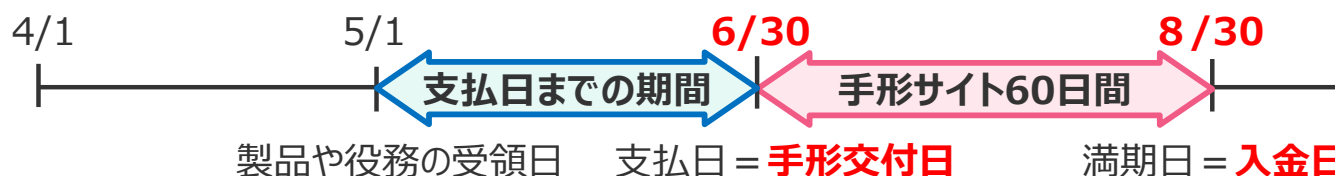
改正理由

- 支払手段として手形等を用いることにより、発注者が受注者に資金繰りに係る負担を求める商慣習が続いている。

改正内容

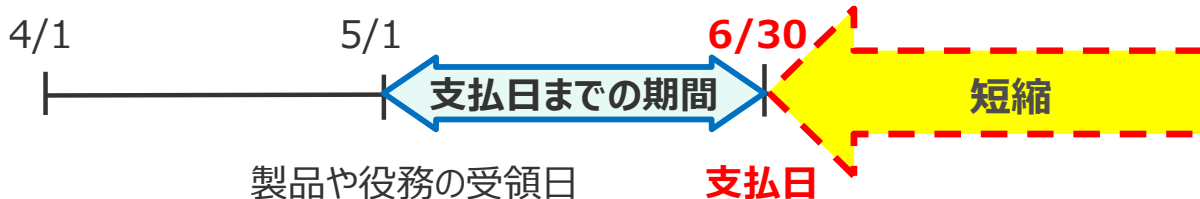
- ◆ 中小受託事業者の保護のためには、今般の指導基準の変更を一段進め、本法上の支払手段として、手形払を認めないこととする。
- ◆ 電子記録債権やファクタリングについても、支払期日までに代金に相当する金銭（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものについては認めないこととする。

改正前



支払日までの期間 (60日) + 手形サイト (60日) = 現金受領までの期間【120日】

改正後



支払日までの期間 (60日) = 現金受領までの期間【60日】

金銭及び手形以外の支払手段の取扱い(運用基準)【改正】

- 「金銭及び手形以外の支払手段」とは、一括決済方式や電子記録債権（いわゆる「でんさい」など）などをいう。
- 上記支払手段については、支払期日までに代金に相当する額の現金（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものについては認めない（支払遅延に該当）。
- 手数料とは、例えば、発生記録手数料、譲渡記録手数料、受取手数料、割引手数料等をいう。

✓ 満期日が支払期日「以前」の場合

一括決済方式や電子記録債権の利用は、認められる。

しかし、満期日までに支払不能等が生じ、金銭と引き換えられない場合は「製造委託等代金を支払わない」ことに該当する。

✓ 満期日が支払期日より「後」の場合

一括決済方式や電子記録債権の利用は、原則として認められない。

たとえ割引料を委託事業者が上乘せして負担したとしても、中小受託事業者が支払期日に金銭を直接受け取れず、自ら割引を受ける等の行為が必要な場合には、満額の金銭を受領した状態となることが確保されていないため。

【具体例】

● 電子記録債権の使用による支払遅延

委託事業者は、中小受託事業者に対して、電子記録債権によって製造委託等代金を支払う際に、支払期日より後に満期日が到来する電子記録債権を使用し、支払期日に金銭を受領するために中小受託事業者において割引を受けることを必要とさせていた。

● 一括決済方式の使用による支払遅延

委託事業者は、中小受託事業者に対して、一括決済方式によって製造委託等代金を支払う際に、支払期日以前に決済日が到来する一括決済方式を使用していたが、決済に伴い生じる受取手数料を中小受託事業者に負担させていた。

中小企業庁長官からの措置請求（注1）案件

● 下請取引の内容

自社が販売するトラック及びバスの部品の製造を委託



● 違反行為の概要

① 不当な経済上の利益の提供要請（注2）（勧告）

C社が貸与した金型等を用いて製造するトラック及びバスの部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、当該金型等を下請事業者に無償で保管させ、当該金型等の棚卸作業を毎年1回行わせていた（下請事業者61名・金型等5,694個）。

※ C社は、令和7年10月31日までに、無償で金型等を保管させるとともに当該金型等の棚卸作業を行わせたことによる費用に相当する額の一部を支払済み（下請事業者21名）。

② 支払遅延（注3）（指導）

給付を受領した後60日以内に下請代金を支払っておらず、下請事業者6名に対し、約**3579万円**の遅延利息を生じさせた（令和6年1月～同年12月）

※ C社は、遅延利息について令和7年2月28日までに下請事業者に支払済み。

C社（親事業者）
（トラック、バス等の製造販売）

下請事業者（①61名、②6名）
（トラック及びバスの部品製造）



公正取引委員会からの勧告の内容

- 無償で金型等を保管させるとともに棚卸作業を行わせたことによる費用に相当する額のうち、既に下請事業者を支払った額を除いた額を公正取引委員会の確認を得た上で、下請事業者に対して速やかに支払うこと
- 今後、不当な経済上の利益の提供要請を行わないことを取締役会の決議により確認すること など

注1 措置請求

中小企業庁長官が、下請法第4条に違反する事実があるかを調査し、その事実があると認めるときに、公正取引委員会に対し、下請法の規定に従い適当な措置を採るべきことを求めること（下請法第6条）

注2 不当な経済上の利益の提供要請

下請法は、親事業者が自己のために、下請事業者に金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより下請事業者の利益を不当に害することを禁止

注3 支払遅延

発注時に定めた支払期日（納品日から起算して60日以内）までに下請代金を支払わなければ、下請法違反となる。

D社（親事業者） （女性向け既製服等の小売業）

下請取引の内容

消費者に販売する女性向け既製服等の製造委託



違反行為の概要

- ① 消化仕入取引を行っていたところ、下請代金の支払期日（注1）の経過後なお総額約1億7015万円の下請代金を支払っていない（注2）。
- ② 「マークダウン等による値引き」、「手数料」、「金利」などとして、総額約14億9105万円を下請代金の額から減額（注3）した。
- ③ 売れ残ったことを理由として総額約6億5533万円の商品を返品（注4）した。

下請事業者（13名）（注5）

勧告内容



- 未払の下請代金及び遅延利息を支払うこと
- 減額した金額を支払うこと
- 返品した商品を再び引き取ること
- 今後、支払遅延、減額及び返品を行わないことを取締役会の決議で確認すること
など

（注1）顧客に販売した日を下請事業者の給付を受領した日とみなして支払期日を定める消化仕入取引では、下請代金の支払期日があらかじめ定められておらず、下請法第2条の2第2項の規定により、下請事業者の給付を受領した日が下請代金の支払期日とみなされる。

（注2）下請法は、下請代金をその支払期日の経過後なお支払わないことを禁止している。

（注3）下請法は、下請事業者に責任がないのに、発注時に定められた金額から一定額を減じて支払うこと等を全面的に禁止している。値引き、協賛金、歩引き等の名目、方法、金額の多少を問わず、また、下請事業者との合意があっても、下請法違反となる。

（注4）下請法は、下請事業者に責任がないのに、発注した物品等を受領後に返品することを禁止している。

（注5）違反行為①の支払遅延は、下請事業者13名のうち10名に対して行われていた。

- **中小受託事業者**に責任がないのに、発注時に決定した代金を発注後に減額すること。
- 協賛金の徴収、原材料価格の下落など、名目や方法にかかわらず減額行為が禁止されている。

自動車メーカー



部品メーカー

自動車の部品の製造委託に関し、単価引下げの合意前に発注した部品について引下げ後の単価を遡って適用することにより、引下げ前の単価を適用した額と引下げ後の単価を適用した額との差額に相当する額を差し引いて製造委託等代金を支払っていた。

ゲームソフトメーカー



デザイン制作会社

オンラインゲームの開発に当たり、キャラクターデザイン等の制作を委託しているところ、業績の悪化により制作に係る予算が減少したことを理由に、製造委託等代金の額を減じていた。

減額できる場合 = 中小受託事業者**に責任がある場合**

● 受領拒否【第5条1項1号】

中小受託事業者の責めに帰すべき理由（瑕疵・納期遅れ等）がある場合に、以下のいずれかに該当するとき

- ① 当該理由があるとして、その給付の受領を拒んだとき（減ずる額は、その給付に係る代金の額に限る。）
- ② 当該理由がある旨を事前に伝えた上、その給付を受領した場合に、
 - (1) 委託内容に合致させるため委託事業者が手直したとき（減ずる額は、客観的に相当な額に限る。）
 - (2) 委託内容と適合しないこと等又は納期遅れによる商品価値の低下が明らかなきとき（減ずる額は、客観的に相当な額に限る。）

● 返品【第5条1項4号】

中小受託事業者の責めに帰すべき理由（瑕疵・納期遅れ等）がある場合に、以下のいずれかに該当するとき

- ① 当該理由があるとして、その給付に係るものを引き取らせるとき（減ずる額は、その給付に係る代金の額に限る。）
- ② 当該理由がある旨を事前に伝えた上、その給付に係るものを引き取らせなかった場合に、
 - (1) 委託内容に合致させるため委託事業者が手直したとき（減ずる額は、客観的に相当な額に限る。）
 - (2) 委託内容と適合しないこと等又は納期遅れによる商品価値の低下が明らかなきとき（減ずる額は、客観的に相当な額に限る。）

振込手数料の負担に係る運用変更（運用基準）

- 企業取引研究会において、代金の振込手数料は発注者が負担することが合理的な商慣習であるとの意見があり、同研究会報告書において、振込手数料を受注者に負担させる行為は、合意の有無にかかわらず違反に当たることとするよう、運用基準を見直すべきとの結論が取りまとめられた。
- これを踏まえ、**振込手数料を受注者に負担させる行為は、合意の有無にかかわらず違反とするよう、運用基準が見直された。**

【改正前】

発注前に下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の振込手数料について、下請事業者が負担する旨の書面での合意がある場合には、親事業者が負担した実費の範囲内で当該手数料を差し引いて下請代金を支払うことが認められる。



【改正後】

中小受託事業者との合意の有無にかかわらず、委託事業者が製造委託等代金を中小受託事業者の銀行口座へ振り込む際の手数料を中小受託事業者に負担させ、製造委託等代金から差し引いて支払うことは減額に当たる。



E 組合
（食料品等の小売業）
（親事業者）

● 下請取引の内容

E 組合は、次の①及び②を下請事業者に対して委託している。

- ①自らの店舗等で販売等を行う食料品等の製造
- ②顧客から請け負う商品等の配送

● 違反行為の概要

総額約 2 5 3 7 万円を下請代金の額から**減額**した。（注1）

（内 訳）

- 月 次 リ ベ ー ト：約 2 3 2 2 万円（下請事業者 1 8 名）（注 2）
- シ ス テ ム 利 用 料：約 1 2 7 万円（下請事業者 8 名）
- 協 賛 金 年 契 リ ベ ー ト：約 4 7 万円（下請事業者 1 名）（注 2）
- 達 成 割 戻 金：約 3 5 万円（下請事業者 1 名）
- 支 払 通 知 作 成 料：約 7 万円（下請事業者 1 9 名）

※ E 組合は、下請事業者に対し、減額した金額を支払済み。

（食料品等の製造、商品等の配送）
下請事業者（27名）



公正取引委員会からの勧告の内容

- 今後、減額を行わないこと等を理事会の決議により確認すること
- 以下の対応を採るなど自らの遵法管理体制の整備のために必要な措置を講ずること
 - ・ 法務担当者による下請法の遵守状況についての定期的な監査
 - ・ 役員及び発注担当者に対する下請法遵守のための定期的な研修
 - ・ 下請法の適用対象となる取引を適切に管理する体制を整備し、その運用を適切に行うこと

など

（注1） 下請法は、下請事業者に責任がないのに、発注時に定められた金額から一定額を減じて支払うこと等を全面的に禁止している。値引き、協賛金、歩引き等の名目、方法、金額の多少を問わず、また、下請事業者との合意があっても、下請法違反となる。

（注2） E 組合は、公正取引委員会から、平成 2 4 年 6 月 2 日、「月次リベート」及び「協賛金年契リベート」の額を減じた行為と同様の行為につき下請法の規定に違反するとして勧告を受けたにもかかわらず、下請法の適用対象となる取引の管理体制の整備とその運用を適切に行わず、過去に勧告を受けた行為と同様の行為を行っていたものである。

F社（親事業者）
（自動車部品等の製造）



【下請取引の内容】

スイッチ、センサー等の部品等の製造委託



【違反行為の概要】

単価の引下げの合意日前に発注した部品等について、引下げ後の単価を遡って適用することにより、

総額約1568万円を

下請代金の額から **減額*** した。

※F社は、下請事業者に対し減額した金額を支払うなどしている。



勧告内容

- 下請法の遵守体制を整備すること
- 今後、減額を行わないことを取締役会の決議で確認したことを社内に周知徹底すること

など

下請事業者（32名）

* 下請代金の減額

下請法は、下請事業者には責任がないのに、発注時に定められた金額から一定額を減じて支払うこと等を全面的に禁止している。値引き、協賛金、歩引き等の名目、方法、金額の多少を問わず、また、下請事業者との合意があっても、下請法違反となる。

- **中小受託事業者**に責任がないのに、発注した物品等の受領後に返品すること。
- 不良品などがあつた場合には、受領後6か月以内に限って、返品することが可能。

電気機器メーカー



部品メーカー

生産計画の変更を理由に、余剰になった部品を返品していた。

広告制作会社



広告制作会社

中小受託事業者に制作を委託した広告について、一旦受領したにもかかわらず、取引先からキャンセルされたことを理由に返品していた。

返品できる場合 = **中小受託事業者**に責任がある場合

- 中小受託事業者の給付の内容が発注書面に明記された**委託内容と異なる場合**
- 中小受託事業者の給付に**瑕疵等がある場合**

● 下請取引の内容

G社が販売し又は製造を請け負うアルミサッシ等の製品を構成する
部品の製造（製造委託）



アルミサッシの例
（G社提供）

● 違反行為の概要

① 返品

・ 部品を受領した後、当該部品に係る受入検査（※1）を行っていないにもかかわらず、瑕疵があることを理由として、令和5年12月1日以降、**下請事業者20名**に対し、**約421万円分**（※2）の部品を**返品**した。

（※1）G社は、当該部品が納入された際に、荷姿、品番、数量等の確認はしていたものの、品質に関する検査は行っていなかった。

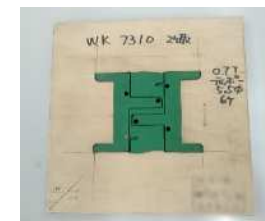
（※2）G社が一部の下請事業者に負担させていた返品に係る送料の額を含む。

・ 部品を返品するに当たり、瑕疵がある部品と合わせて納入された同仕様の部品について、令和5年12月1日以降、**下請事業者7名**に対し、**少なくとも合計16回**にわたって、自己のために**無償で瑕疵がない部品と瑕疵がある部品に仕分け**させていた。



② 不当な経済上の利益の提供要請（金型等の無償保管）

下請事業者に対して自社が所有する金型等を貸与していたところ、遅くとも令和5年12月1日以降、当該金型等を用いて製造する部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、**下請事業者46名**に対し、**合計7,789型**の金型等を自己のために**無償で保管**させていた。



G社が所有する金型と木型

※ G社は、下請事業者に貸与している金型等について、下請事業者との間で、保管費用の支払に関する協議を開始している。



公正取引委員会による勧告の内容

- 返品後再び引き取ることができる部品を再び引き取り、その下請代金相当額を支払うこと
- 下請事業者が無償で金型等を保管させることによる費用に相当する額を公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと
- 今後、下請事業者に対し、返品及び不当な経済上の利益の提供要請を行わないこと等を取締役会の決議で確認すること
- 下請法の遵守体制を整備すること など

H社
（親事業者）

受入検査
（ロット単位の
抜取検査）
合格

● 下請取引の内容



アルミダイカスト製品の例
提供：H社

H社が製造を請け負うアルミダイカスト製品等の製造（製造委託）

● 違反行為の概要（返品）

製品受領時のロット単位の抜取りの方法で行う品質検査で合格としたにもかかわらず、直ちに発見できる瑕疵（※1）があることを理由として、下請事業者16名に対し、約800万円分（※2）の製品を返品した（令和5年4月～令和7年1月）。

（※1）目視や簡易な検査等で発見できる不良

（※2）返品までの間に要した当該製品に係る加工費等を含む。

〔 あらかじめ製品に瑕疵があった場合の引取りの条件について下請事業者と合意していなかった。 〕



下請事業者
（16名）

不良発見



公正取引委員会による勧告の内容

- 返品した製品の下請代金相当額及び返品に付随して下請事業者負担させた加工費等の額を下請事業者を支払うこと
- 今後、下請事業者に対し、下請事業者の責めに帰すべき理由のない返品を行わないこと等を取締役会の決議で確認すること
- 下請法の遵守体制を整備すること など

返品（下請法第4条第1項第4号及び運用基準）

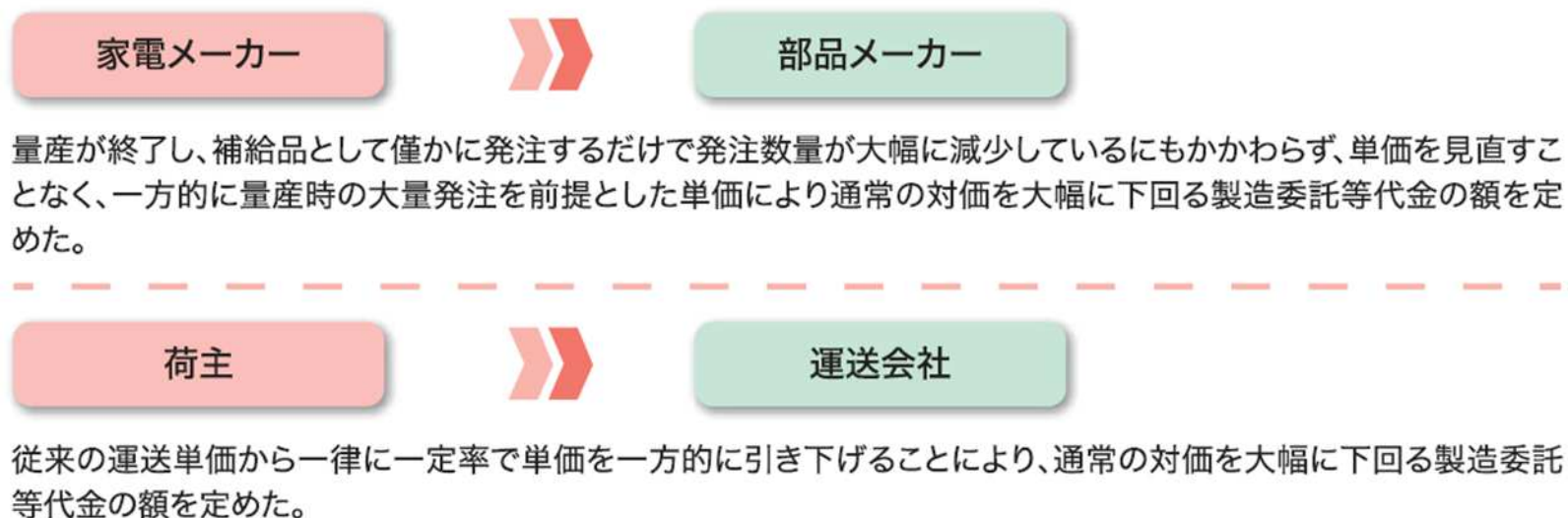
下請法は、下請事業者に責任がないのに、発注した物品等を受領後に返品することを禁止。

あらかじめ製品に瑕疵があった場合の引取り条件について下請事業者と合意していないのに、ロット単位の抜取りの方法で行う品質検査で合格とした製品について、直ちに発見できる瑕疵（目視や簡易な検査等で発見できる不良）を理由に返品することは、下請法違反に該当。

- 通常支払われる対価に比べて著しく低い代金を不当に定めること。
- 「通常支払われる対価」とは、同種又は類似品等の市価。
- 製造委託等代金は、中小受託事業者と事前に十分協議を重ねた上で定める必要。

注意点

中小受託事業者から価格交渉の申出がない場合であっても、価格交渉の場において、明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くことには、取適法の運用基準（や独占禁止法Q&A）において「問題となるおそれがある」との考え方を示しており、この考え方は、引き続き変わらない。



判断要素

= ①～④を総合考慮

- ① 製造委託等代金の額の決定に当たり、中小受託事業者と十分な協議が行われたかどうかなど対価の決定方法
- ② 差別的であるかどうかなど対価の決定内容
- ③ 「通常支払われる対価」と当該給付に支払われる対価との乖離状況
- ④ 当該給付に必要な原材料等の価格動向

中小企業庁長官からの措置請求（注1）案件

● 下請取引の内容

自社が製造を請け負う自動車用部品等の製造を委託

● 違反行為の概要

① 買ったたき（注2）

遅くとも令和6年3月以降、自動車用部品等について、量産が終了し、**発注数量が大幅に減少して1個当たりの製造に要する費用が大幅に増加することが明らかであったにもかかわらず、下請事業者と協議することなく、一方的に量産時の発注数量を前提とした単価で下請代金の額を定めた**（下請事業者10名・318製品）

② 不当な経済上の利益の提供要請（金型等の無償保管）（注3）

下請事業者に対し、自社が所有する金型等を貸与していたところ、遅くとも令和6年3月以降、**金型等を用いて製造する自動車用部品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、金型等を無償で保管させていた**（下請事業者14名・金型等880個）

※ I社は、令和7年10月21日までに、無償で金型等を保管させていたことによる費用に相当する額の一部を支払済み（下請事業者14名・約841万円）

（自動車用部品等の製造）
I社（親事業者）

下請事業者

公正取引委員会からの勧告の内容

- 一方的に定めた下請代金の額について、同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い額ではない額まで、公正取引委員会の確認を得た上で、引き上げること
- 無償で金型等を保管させたことによる費用に相当する額を公正取引委員会に確認を得た上で、下請事業者に対して速やかに支払うこと（支払済みを除く）
- 今後、買ったたきや不当な経済上の利益の提供要請を行わないことを取締役において確認すること など

注1 措置請求

中小企業庁長官が、下請法第4条に違反する事実があるかを調査し、その事実があると認めるときに、公正取引委員会に対し、下請法の規定に従い適切な措置を採るべきことを求めること（下請法第6条）

注2 買ったたき

親事業者は、発注に際して下請代金の額を決定する際に、発注した内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比べて著しく低い額を不当に定めると下請法違反となる（下請法第4条第1項第5号）

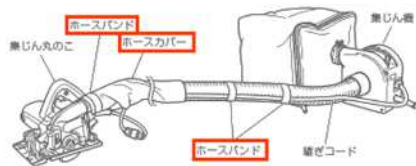
注3 不当な経済上の利益の提供要請

親事業者が、下請事業者に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害すると下請法違反となる（下請法第4条第2項第3号）

J社（親事業者）

下請取引の内容

J社が販売する電動工具向け「ホースカバーセット」の製造（製造委託）



違反行為の概要（買ったとき）

ホースカバーセットの単価引上げを求め、本件下請事業者に対して、実際には具体的な計画などなかったにもかかわらず、段階的に単価を引き上げる旨説明し、その言動を信頼した本件下請事業者に、令和3年1月、自社の利益を優先した、本件下請事業者の製造原価未満の新単価を受け入れさせた

勧告内容

J社は、

- 今後、下請事業者に買ったときを行わないことを取締役会で決議し確認すること
- 下請法の遵守体制を整備すること

など

J社は、本件下請事業者に対して、本件下請事業者が引上げを求めて提出した見積単価を用いて計算した代金の額と下請代金の額との差額（約302万円）を支払っている。

個人事業主（本件下請事業者）

【その他の認定事実】

- ※1 ホースカバーセットの単価を10年以上にわたって据置き
- ※2 平成30年には、J社の担当者が、商品の単価を一律5パーセント引き下げた本件下請事業者名義の見積書を作成し、印を押して提出するよう本件下請事業者に要求（J社の役員も関与）
- ※3 本件行為の後、本件下請事業者に生じた事由により、ホースカバーセットの製造は他の事業者引き継がれることになったが、その際の単価は、本件下請事業者と取引していた単価の3倍を超える額

- 中小受託事業者が発注する物品の品質を維持するためなどの**正当な理由がないのに**、委託事業者が指定する物（製品、原材料等）、役務（保険、リース等）を強制して購入、利用させること。

冠婚葬祭業者



取引先納入業者

冠婚葬祭式の施行に係る司会進行、美容着付け等の実施を委託している中小受託事業者に対して、委託内容と直接関係ないにもかかわらず、支配人又は発注担当者から、おせち料理等の購入を要請し、あらかじめ従業員又は冠婚葬祭式場等ごとに定めていた販売目標数量に達していない場合には再度要請するなどして、購入させていた。

注意点

「委託事業者が指定する物、役務」とは、**委託事業者自らが販売するものに限らない**。委託事業者の子会社、関連会社、取引先特約店等が販売する商品、役務も含まれる。

「強制して」とは

- ① 物の購入又は役務の利用を取引の条件とする場合、購入又は利用しないことに対して不利益を与える場合のほか、取引関係を利用して、**事実上、購入又は利用を余儀なくさせている場合も含まれる**。
- ② 中小受託取引においては、委託事業者が任意に購入等を依頼したと思っても、**中小受託事業者にとってはその依頼を拒否できない場合**もあり得るので、**事実上、中小受託事業者**に購入等を余儀なくさせていると認められる場合は**本法違反**となる。

【事例】 K社に対する勧告（概要） （令和7年3月）

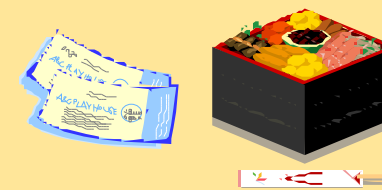
K社（親事業者）
（冠婚葬祭式の施行等）

● 下請取引（委託）の内容

- ・業として消費者から請け負う結婚式の施行に係るブライダルビデオの作成
- ・業として作成し自ら使用する葬祭式の施行に係るメモリアルビデオの作成
- ・業として消費者から請け負う冠婚葬祭式の司会進行等の実施

● 違反行為の概要（購入・利用強制※）

- ・発注担当者等の取引に影響を及ぼす者が、
下請事業者の給付の内容と直接関係ないにもかかわらず、
おせち料理・ディナーショーチケットの購入を要請
- ・要請を受けた下請事業者は、総額272万円分を購入



下請事業者（23名）

K社は、過去に同様の違反行為について勧告を受けたにもかかわらず
下請法遵守体制の整備・運用を適切に行わず、再び同様の違反行為を行っていた。



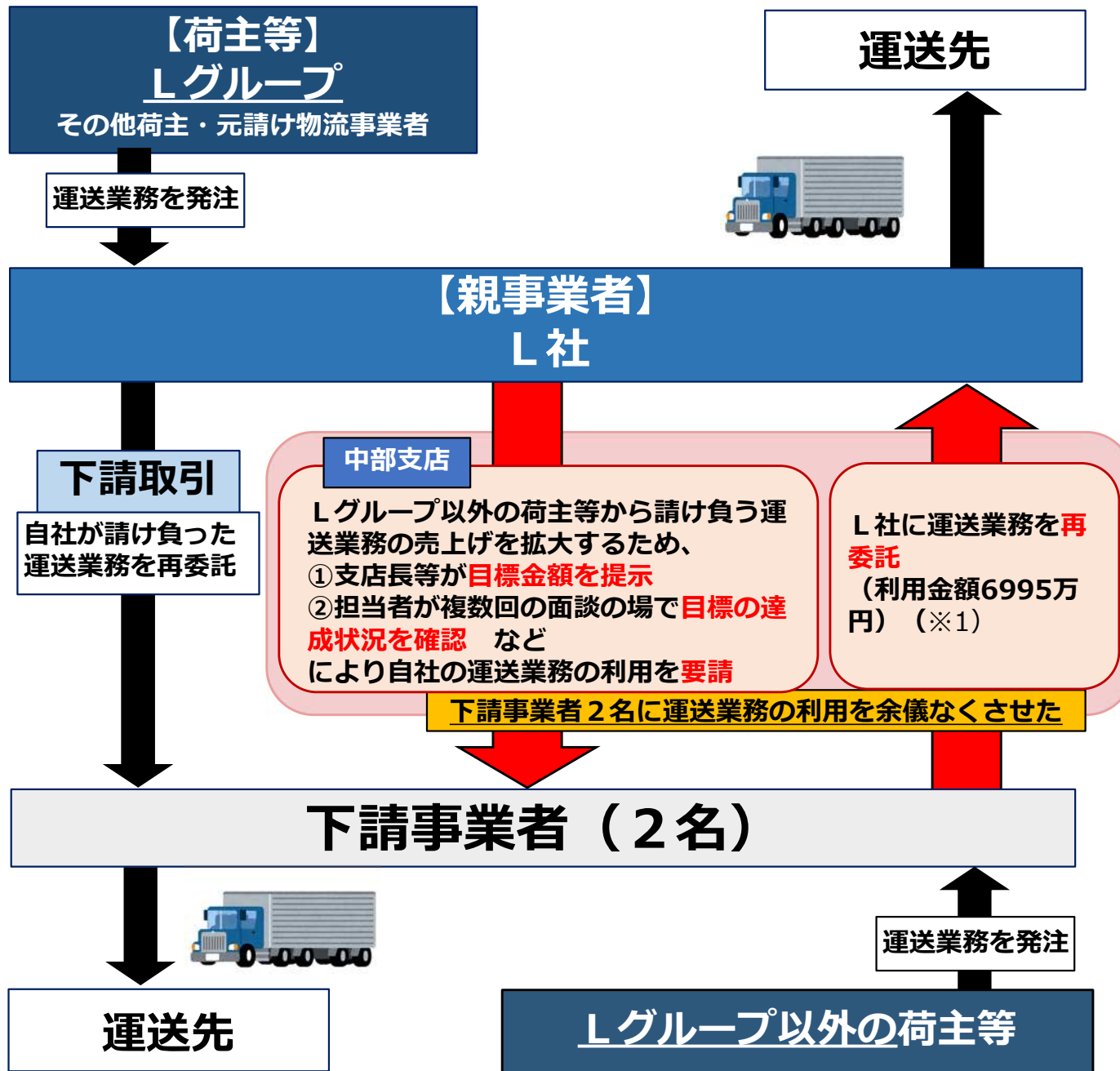
公正取引委員会からの勧告の内容

- 下請事業者に対し、おせち料理等の購入金額から下請事業者が得た利益に相当する額を控除した額及び下請事業者がおせち料理等の購入に当たって負担した振込手数料を速やかに支払うこと
- 今後、購入・利用強制を行わないこと等を取締役会の決議により確認すること
- 下請事業者が利用できる通報制度を整備し、その旨を公表・下請事業者に通知すること
- 下請事業者への物品販売時、その販売が下請法を遵守して行われたことを確認する体制を整備すること など

※購入・利用強制

（下請法第4条第1項第6号）

下請法は、下請事業者の給付の内容の均一性を維持するためなどの正当な理由がないのに親事業者の指定する物の購入又は役務の利用を強制することにより、下請事業者にその対価を負担させることを禁止している。



勧告内容

- 今後、自社が提供する貨物の運送を強制して利用させないことを取締役会の決議で確認すること
- 下請法の遵守体制を整備すること

など

購入・利用強制の禁止

(下請法第4条第1項第6号)

下請事業者に発注する物品や役務の内容の均一性を維持するためなどの正当な理由がないのに、**【親事業者が指定する物品、役務などを強制して購入、利用させることを禁止】** (※2)

(※1) L社は、下請事業者2名に対し、自社が提供する運送業務を利用させることにより得ていた利益に相当する額を返還している。

(※2) 下請取引関係を利用して、事実上、購入又は利用を余儀なくさせている場合も含む。

- 委託事業者の違反行為を公正取引委員会、中小企業庁又は事業所管省庁に知らせたことを理由に、その中小受託事業者に対して取引数量の削減・取引停止など、不利益な取扱いをすること。

本規定のねらい

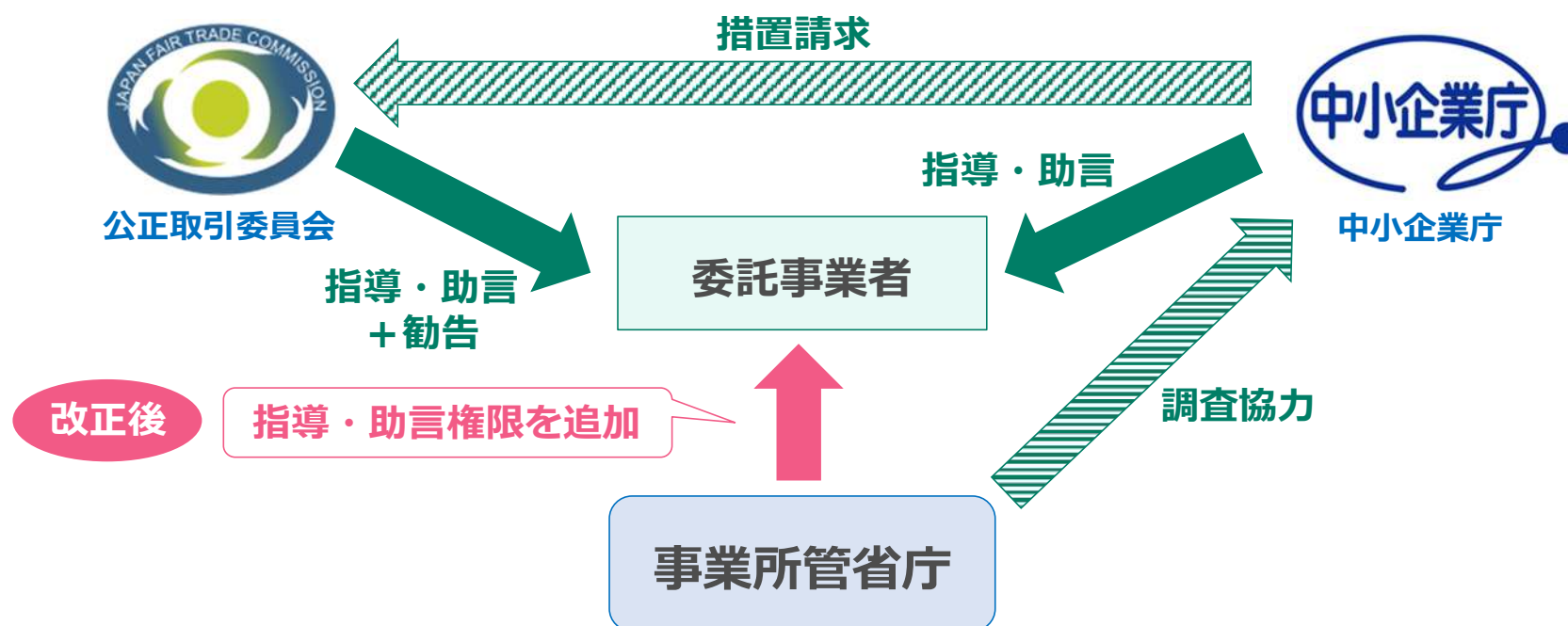
中小受託事業者が委託事業者の報復を恐れず公正取引委員会や中小企業庁、事業所管省庁に対し、委託事業者の本法違反行為を申告できるようにするため。

改正理由

- 下請法では、事業所管省庁には調査権限のみが与えられていたが、**公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁の連携した執行をより拡充していく必要がある。**
- 事業所管省庁（「トラック・物流Gメン」など）に通報した場合、下請法の「**報復措置の禁止**」の対象となっていない。

改正内容

- ◆ **事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与**する。
- ◆ 中小受託事業者が申告しやすい環境を確保すべく、「**報復措置の禁止**」の申告先として、**公正取引委員会及び中小企業庁長官に加え、事業所管省庁の主務大臣を追加**する。



- 委託事業者が有償支給する原材料等で、中小受託事業者が物品の製造等を行っている場合、**中小受託事業者**に責任がないのに、その原材料等が用いられた物品の製造委託等代金の支払日より早く、原材料等の対価を支払わせること。

金属メーカー



部品メーカー

半年分の原材料をまとめて買い取らせ、当該原材料を用いた給付に係る製造委託等代金の支払期日より早い時期に、当該原材料の代金を決済していた。

中小受託事業者

- ① 中小受託事業者が支給された原材料等を毀損又は損失し、納入すべき物品の製造が不可能になった場合
- ② 支給された原材料等によって不良品や注文外の物品を製造した場合
- ③ 支給された原材料等を他に転売した場合

**M社（親事業者）
（菓子の卸売業）**

自社ブランドの菓子を製造委託

○「本部リベート」又はファクシミリによる発注に係る費用として

**総額約4億6332万円を
下請代金から減額した（109名）**

○有償支給した包装材料の対価の早期決済を行うとともに、早期決済後に不要となった包装材料の対価相当額として

**総額約249万円を
下請事業者に負担させた（11名）**

※M社は、下請事業者に対し、減額した総額及び負担させた総額を返還している

下請事業者（109名）

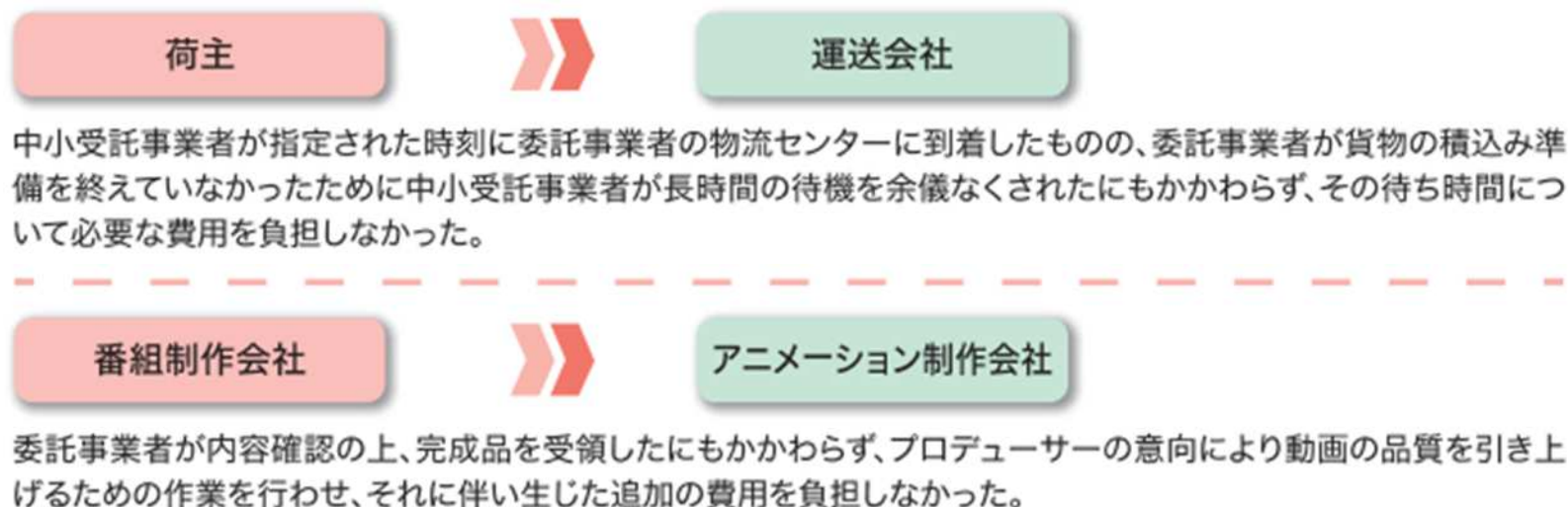
**公正取引委員会
による勧告の内容**

○今後、減額及び有償支原材料等の対価の早期決済を行わない旨を取締役会の決議で確認すること

○下請法の遵守体制を整備すること

など

- 委託事業者が自己のために、中小受託事業者に**金銭や役務、その他の経済上の利益を不当に提供させること。**
- 製造委託等代金の支払とは独立して行われる、協賛金や従業員の派遣などの要請。



以下のような方法で要請することは、不当な経済上の利益の提供要請に該当するおそれがある

- ① 購買・外注担当者等**中小受託取引に影響を及ぼすこととなる者が**中小受託事業者に金銭・労働力の提供を要請すること。
- ② 中小受託事業者ごとに**目標額又は目標量を定めて**金銭・労働力の提供を要請すること。
- ③ 中小受託事業者に対して、**要請に応じなければ不利益な取扱いをする旨示唆して**金銭・労働力の提供を要請すること。
- ④ 中小受託事業者が提供する意思がないと表明したにもかかわらず、又はその表明がなくとも**明らかに提供する意思がないと認められるにもかかわらず、重ねて**金銭・労働力の提供を要請すること。

不当な経済上の利益の提供要請②

改正理由

- 発荷主から元請運送事業者への委託は、下請法の対象外（独占禁止法の物流特殊指定で対応）である。
- 立場の弱い物流事業者が、荷役や荷待ちを無償で行わされているなど、荷主・物流事業者間の問題（荷役・荷待ち）が顕在化している。

改正内容

- ◆ 発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を、本法の対象となる新たな類型として追加し、機動的に対応できるようにする。

改正法

現行の「物品の運送の再委託」に加えて「物品の運送の委託」を新たな規制対象に追加



運送に係る役務提供委託又は特定運送委託をした委託事業者が、中小受託事業者に対し、運送の役務を提供させることに加えて、無償で、運送の役務以外の役務(荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等)を提供させることは、不当な経済上の利益提供要請に該当する。

不当な経済上の利益の提供要請③

【型・治具の違反行為事例について】

「親事業者が部品等の発注を長期間行わない等の事情」は、個別事案ごとに異なるものとなるが、これまでの**主な違反事例**において認められたものは、次のとおり。

1 部品等の発注を長期間行わない場合

金型等を用いて製造する製品の**発注を1年間以上行わない**にもかかわらず、下請事業者に当該金型等を無償で保管させていた事例

2 下請事業者が型等の廃棄や引取り等を希望している場合

下請事業者から金型の廃棄や引取り等の希望を伝えられていたにもかかわらず、引き続き、下請事業者に当該金型を無償で保管させていた事例

3 親事業者が次回以降の具体的な発注時期を示せない場合

金型を用いて製造する製品について**今後1年間の具体的な発注時期を示せない状態になっていた**にもかかわらず、引き続き、下請事業者に当該金型を無償で保管させていた事例

4 型等の再使用が想定されていない場合

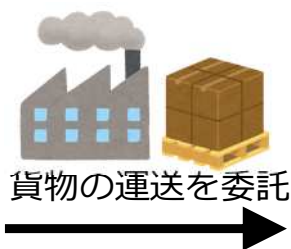
木型等を用いて製品が製造された後、当該**木型等を改めて使用する予定がない**にもかかわらず、引き続き、下請事業者に当該木型等を無償で保管させていた事例

注意点

(出典：公取委HP「よくある質問コーナー(下請法)Q46」)

- 型の所有権について、委託事業者が所有する場合のほか、**中小受託事業者が所有する場合であって、委託事業者が事実上管理しているとき**（例えばその廃棄等に委託事業者の承認を要する等の事情が認められるとき）も同様。

荷主



N社
（親事業者）

● 下請取引の内容

荷主から請け負った貨物の運送を再委託

● 違反行為の概要（不当な経済上の利益の提供要請の禁止（注））

- ① 下請事業者に対し、自社が管理する施設内において、無償で荷役作業及び
附帯業務を行わせていた（下請事業者17名）。



- ② 下請事業者に対し、自社が管理する施設内において、無償で長時間の荷待
ちを行わせていた（下請事業者19名）。



下請事業者（36名）
（貨物の運送事業）



公正取引委員会からの勧告の内容

- 無償で荷役作業、附帯業務及び長時間の荷待ちを行わせたことによる費用に相当する額を公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと。
- 下請事業者に対し、令和4年12月1日から令和7年12月12日までの間、自社が管理する施設内において、無償で、荷役作業、附帯業務又は長時間の荷待ちをさせた事実の有無について調査し、当該事実の存在が認められた場合には、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を講じること など

（注） 不当な経済上の利益の提供要請の禁止

下請法は、親事業者が自己のために、下請事業者に金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害することを禁止（下請法第4条第2項第3号）

製造委託の内容

自動車用部品（ワイヤーハーネスなど＝本件製品）及び本件製品に用いる部品の製造を委託



違反行為の概要

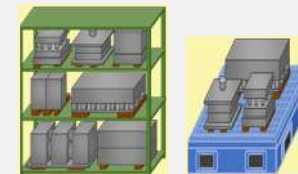
O社は、遅くとも令和5年9月1日以降

① 受注者69名に対し、本件製品の発注を長期間行わないにもかかわらず、合計5,235個の金型等を自己のために無償で保管させていた。

※ O社は、金型等の保管費用の支払に関する手続を進めている。

② 受注者84名に対し、製造委託した部品と同一の物を製品サンプルとして所定の個数を6か月間又は1年間保管するよう求め、無償で保管させていた。

③ 受注者119名に対し、本件製品等の製造における作業記録、検査記録等を書面又は電磁的記録媒体の形式で20年間等の所定の期間保管するよう求め、無償で保管させていた。



※金型保管のイメージ図

受注者

131名



公正取引委員会による勧告の内容（注）

- 下請事業者（受注者）に対し、無償で製品サンプル、品質記録帳票類、金型等を保管させたことによる費用等に相当する額を公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと
- 今後、中小受託事業者に対し、不当な経済上の利益の提供要請を行わないこと等を取締役会の議決で確認すること
- 取適法の遵守体制を整備すること など

（注）下請法は、令和7年改正により、令和8年1月、取適法と改称された。下請法において「下請事業者」と呼称されていた事業者は、令和8年1月以降になされた製造委託等との関係では「中小受託事業者」と呼称される。

- **中小受託事業者**に責任がないのに、発注の取消しや発注内容の変更を行ったり、受領した後にやり直しや追加作業を行わせる場合、**中小受託事業者**が作業に当たって負担する費用を委託事業者が負担しないこと。

荷主



運送会社

中小受託事業者が指定された時刻に委託事業者の物流センターに到着したものの、委託事業者が貨物の積み込み準備を終えていなかったために中小受託事業者が長時間の待機を余儀なくされたにもかかわらず、その待ち時間について必要な費用を負担しなかった。

番組制作会社



アニメーション制作会社

委託事業者が内容確認の上、完成品を受領したにもかかわらず、プロデューサーの意向により動画の品質を上げるための作業を行わせ、それに伴い生じた追加の費用を負担しなかった。

考え方

- **給付内容の変更又はやり直し自体を禁止するものではなく**、「**中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに**」給付内容の変更又はやり直しをさせることにより、**中小受託事業者の利益を不当に害することを禁止している**。
- 給付内容の変更又はやり直しのために**必要な費用を委託事業者が負担するなどにより**、**中小受託事業者の利益を不当に害しないと認められる場合**には、不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの**問題とはならない**。

（射出成形機等の製造販売）
P社（親事業者）

● 下請取引の内容

自社が販売し又は製造を請け負う射出成形機の部品の製造を委託



（射出成形機の部品の製造）
下請事業者

違反行為の概要

- 自社が所有する木型又は金型（以下「木型等」という。）を下請事業者に貸与して自社が販売し又は製造を請け負う射出成形機の部品の製造を委託しているが、当該木型等を**長期間使用していないことを認識したにもかかわらず、合計260型**の木型等を**無償で保管させていた。**（注1）（下請事業者13名）
- 当初3,600台発注した部品のうち、**下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、1,350台の発注を取り消すこと**で、下請事業者は、この製造に必要な原材料等の費用として、**少なくとも約1267万円**を負担することとなった。（注2）（下請事業者1名）

公正取引委員会からの勧告の内容

- 下請事業者に対し、無償で木型等を保管させることによる費用に相当する額を公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと
- 下請事業者に対し、約1267万円を含む下請事業者に生じた費用に相当する額を公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと
- 下請法の遵守体制を整備すること など

（注1） 不当な経済上の利益の提供要請

下請法では、親事業者が自己のために、下請事業者に金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより下請事業者の利益を不当に害することを禁止している（下請法第4条第2項第3号）。

（注2） 不当な給付内容の変更

下請法では、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の内容を変更させることにより下請事業者の利益を不当に害することを禁止している（下請法第4条第2項第4号）。

食品製造業者等 (顧客)

①食品容器に貼付するラベル等の製造を委託

④デザインの確認を依頼

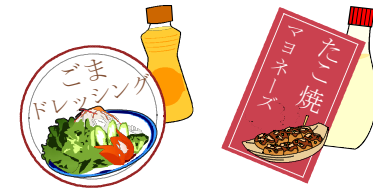
⑤デザインのやり直しを依頼

Q社 (親事業者)
(ラベル等の印刷物の製造販売)

● 下請取引の内容

②ラベル等のデザインの作成を委託

③デザインを納品



下請事業者 (36名)
(ラベル等のデザインの作成)

● 違反行為の概要

下請事業者が作成したデザインについて、給付の受領後に実施する受入検査において問題がないとしたにもかかわらず、その後、自社の顧客である食品製造業者等からやり直しの依頼があったことを理由として、令和4年4月から令和5年10月までの間、**下請事業者36名**に対し、**無償で24,600回のデザインのやり直し**をさせていた。

※Q社は、下請事業者36名に対し、デザインのやり直しをさせたことによる費用に相当する額 (**984万円**) を支払っている。



公正取引委員会からの勧告の内容

- 以下の2点について、取締役による決定により確認すること
 - ・本件行為が下請法の規定に違反するものであること
 - ・今後、下請事業者に対し不当なやり直し(注)をさせないこと
- 下請法の遵守体制を整備すること など

(注) 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し

下請法は、下請事業者に責任がないのに、費用を負担せずに、発注の取消しや内容変更、やり直しをさせることにより下請事業者の利益を不当に害する行為を禁止。

- 委託事業者が、中小受託事業者から価格協議の求めがあつたにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定すること。

改正理由

- コストが上昇している中で、協議することなく価格を据え置いたり、コスト上昇に見合わない価格を一方的に決めたりするなど、上昇したコストの価格転嫁についての課題がみられる。
- そのため、適切な価格転嫁が行われる取引環境の整備が必要。

改正内容

「市価」の認定が必要となる買ったときとは別途、対等な価格交渉を確保する観点から、中小受託事業者から価格協議の求めがあつたにもかかわらず、協議に応じなかったり、委託事業者が必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定して、中小受託事業者の利益を不当に害する行為を禁止する規定を新設する。

改正前

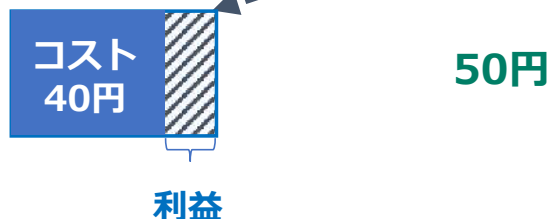
対価に着目した規定

【対価引下げ型】

従前の対価



引下げ後の対価



改正後

交渉プロセスに着目した規定

【コスト上昇型】

従前の対価



引上げ後の対価



※コストアップに見合わない引上げ幅

協議に応じない一方的な代金決定の禁止②

運用基準

「中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において、中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず、又は当該協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定すること」により、「中小受託事業者の利益を不当に害」すること

「中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合」とは

中小受託事業者の給付に関し製造委託等代金の額に影響を及ぼし得る事情がある場合をいい、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の高騰による中小受託事業者の給付に要する費用の変動のほか、従来の納期の短縮、納入頻度の増加や発注数量の減少等による取引条件の変更、需給状況の変化、委託事業者から従前の代金の引下げを求められた場合などの事情が含まれる。

「中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず」とは

中小受託事業者からの協議の求めを明示的に拒む場合のほか、例えば、協議の求めを無視したり、協議の実施を繰り返し先延ばしにしたりして、協議の実施を困難にさせる場合を含む。

「中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず」とは

中小受託事業者が求めた特定の事項について、その自由な意思により製造委託等代金の額を決定するために必要な説明又は根拠となる情報の提供をしないことをいう。委託事業者が必要な説明及び情報の提供をしたか否かは、中小受託事業者の給付に関する事情の内容、中小受託事業者が求めた事項、これに対し委託事業者が提示した内容及びその合理性、中小受託事業者との間の協議経過等を勘案して総合的に判断する。

「一方的に製造委託等代金の額を決定すること」とは

- 中小受託事業者の自由な意思による価格交渉を経ずに代金の額を設定することをいい、前述のように、協議に応じず又は必要な説明若しくは情報の提供を行わずに、製造委託等代金の額が定められた場合が該当する。
- 「決定」には、代金を引き上げ、又は引き下げるもののほか、据え置くことも含まれる。

協議に応じない一方的な代金決定③（運用基準）

- 中小受託事業者の給付に関し代金の額に影響を及ぼし得る事情がある場合において、委託事業者が次のような方法をとったときは、「協議に応じず」又は「必要な説明若しくは情報の提供をせず」に該当し、これによって委託事業者が一方的に代金を決定した場合は、法第5条第2項第4号（協議に応じない一方的な代金決定）に該当する。

運用基準における解釈

中小受託事業者が代金の額の引上げに係る協議を求めたにもかかわらず、これを拒否し、無視し、又は回答を引き延ばす等により、協議に応じないこと。

中小受託事業者が代金の額の引上げを求めたのに対し、合理的な範囲を超えて詳細な情報の提示を要請し、当該情報の提示を協議に応じる条件とすること。

中小受託事業者が合理的な理由を示して代金の額の引上げを求めたのに対し、具体的な理由の説明や根拠資料の提供をすることなく、中小受託事業者の申し入れた引上げ額の一部を拒み、又は従前の代金の額を提示すること。

委託事業者が代金の額の引下げを要請する場合において、中小受託事業者がその説明を求めたのに対し、具体的な理由の説明や根拠資料の提供をすることなく、当該引下げをした額を提示すること。



5. 相談窓口等

オンラインによる申告窓口

<https://www.jftc.go.jp/soudan/denshimadoguchi/cyuitoriteki.html>

電話・郵送による申告窓口

公正取引委員会 事務総局

経済取引局 取引部 申告受付担当

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-2-3 虎ノ門アルセアタワー
TEL 03(3581)5471(代)

北海道事務所 申告受付担当

〒060-0042 札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎
TEL 011(231)6300(代)

東北事務所 申告受付担当

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎
TEL 022(225)8420(直)

中部事務所 申告受付担当

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館
TEL 052(961)9424(直)

近畿中国四国事務所 申告受付担当

〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館
TEL 06(6941)2176(直)

近畿中国四国事務所 中国支所 申告受付担当

〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館
TEL 082(228)1520(直)

近畿中国四国事務所 四国支所 申告受付担当

〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館
TEL 087(811)1758(直)

九州事務所 申告受付担当

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館
TEL 092(431)6032(直)

沖縄総合事務局 総務部 申告受付担当

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館
TEL 098(866)0049(直)

自発的申出

自発的申出の件数及び自発的申出による原状回復の金額等

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新規に受けた自発的な申出の件数	24件	32件	23件	39件	32件
処理した自発的な申出の件数	58件	34件	20件	39件	36件
自発的申出による原状回復の金額	1億4437万円	1億4896万円	8億2106万円	7770万円	3億5328万円
自発的申出により原状回復を受けた事業者数	3,230名	433名	91名	2,158名	525名

公正取引委員会では、当委員会が調査に着手する前に、委託事業者が違反行為を自発的に申し出、かつ、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については、中小受託事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととしている。

委託事業者から自発的な申し出がなされ、かつ、以下のような事由が認められた場合には、委託事業者の法令遵守を促す観点から、前記の取扱いをすることになる。

- 1 公正取引委員会が違反行為に係る調査に着手する前に、違反行為に該当する事実を自発的に申し出ていること。
- 2 違反行為を既に取りやめていること。
- 3 違反行為によって中小受託請事業者に与えた不利益を回復するために必要な措置（注）を既に講じていること。
- 4 違反行為を今後行わないための再発防止策を講じることとしていること。
- 5 違反行為について公正取引委員会が行う調査及び指導に全面的に協力していること。

相談窓口

公正取引委員会 事務総局

経済取引局 取引部 企業取引課

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-2-3 虎ノ門アルセアタワー

TEL 03(3581)5471(代)

<https://www.jftc.go.jp>

北海道事務所 取適法担当

〒060-0042 札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎

TEL 011(231)6300(代)

東北事務所 取適法担当

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎

TEL 022(225)8420(直)

中部事務所 取適法担当

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館

TEL 052(961)9424(直)

近畿中国四国事務所 取適法担当

〒540-0008 大阪府中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館

TEL 06(6941)2176(直)

近畿中国四国事務所 中国支所 取適法担当

〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館

TEL 082(228)1520(直)

近畿中国四国事務所 四国支所 取適法担当

〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館

TEL 087(811)1758(直)

九州事務所 取適法担当

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館

TEL 092(431)6032(直)

沖縄総合事務局 総務部 公正取引課

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館

TEL 098(866)0049(直)

中小受託取引適正化法（取適法）の詳細はこちらから！

https://www.jftc.go.jp/partnership_package/toritekihou.html



その他取引適正化に向けた公正取引委員会の取組についてはこちら！

The screenshot shows the homepage of the Japan Fair Trade Commission (JFTC). At the top, there is a navigation bar with the JFTC logo and name in Japanese and English, along with social media icons and a search bar. Below the navigation bar, there is a main banner with the text "公正で自由な競争が 持続的な成長と生活水準を 向上させる" (Fair and free competition leads to sustainable growth and improvement of living standards). The banner features an illustration of people walking on a globe with the JFTC logo. Below the banner, there are several featured articles or news items, including one about the JFTC's activities for fair trade, one about the JFTC's advocacy for competition activation, one about the JFTC's activities in the digital field, and one about the JFTC's activities for freelancers starting from November 1, 2024.

更なる理解を深めるために

この資料の内容は、以下のパンフレットの内容を基に作成しています。
さらなる理解を深めるためには、各種パンフレットを公正取引委員会ウェブサイトよりダウンロードいただき、参考にしてください。

掲載URL [トップページ](https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu.html) > 報道発表・広報活動 > 各種パンフレット

<https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu.html>



<p>中小受託取引 適正化法 ガイドブック 「下請法」は 「取適法」へ</p>	<p>中小受託取引 適正化法テキ スト</p>	<p>優越的地位の 濫用 ～知っておきたい 取引ルール～</p>	<p>物流特殊指定 知っておきたい 「物流分野の 取引ルール」</p>
